

生産者直売所規約

株式会社まつの 産直部（以下、産直部という）は、まつの生産者直売所『みやざき元気市』を運営するにあたり以下の通り、規約を定めるものとする。

第1条 （目的）

生産者直売所は、株式会社まつの（以下、まつのという）社是「報恩感謝」創業の精神「私たちにできる事がありましたら」を受継ぎ「縁する人を幸せにする」を実践していく店づくりです。

地産地消をコンセプトに「鮮度・旬・本物の美味しさ・割安感」と「安心・安全・健康」を追求した「確かな品質・価値ある商品」を、その価値よりも安く、お求めやすい価格で販売する店舗づくりで、顔の見える新鮮な農作物などを供給し、地産地消の推進により食の和を広げ、生産者と喜びの交流を深めます。宮崎で暮らす人、大地を元気にしていくお役に立つことを目的とします。

第2条 （名称）

この直売所は、まつの生産者直売所という。（愛称：みやざき元気市）

第3条 （組織）

この直売所は、産直部が運営するものとする。第1条の目的に賛同する宮崎県の農産物等の生産者及び同居する家族で、申込書を産直部に提出し受理された方が、登録生産者（以下、メンバーという）の一員となることができる。

1. メンバー数は、産直部によって決めるものとする。

第4条 （事務局）

この直売所の事務局は、産直部に属し、事務及び会計業務を直接管理し、事務局専任担当者を若干名置く。

第5条 （運営費）

この直売所の運営費は、産直部より、必要と認めた金額を支出するものとする。

1. 原則として入会金は無料、年会費も無料とする。

第6条 （事業）

この直売所は、第1条の目的を達成する為に次の内容で事業を実施する。

1. 定休日はまつの各店の店休日とする。
2. 搬入は原則として、午前7時より午後5時までとし、搬出は翌朝の商品搬入時とし、それぞれまつの各店の営業時間内とする。
3. 事業年度は、毎年2月21日より翌年2月20日までの年1期とする。

第7条 (決議)

産直部が必要に応じてメンバーを招集するものとし、状況・運営指針を確認し、産直部が決議するものとする。

第8条 (出荷方法及び引取り方法)

出荷品はメンバーの生産及び加工した農産物等とし、その他の出荷品については産直部にて決定する。但し出荷方法及び引取り方法は次の通りとし、加工品の出荷については第11条の3を適用する。

1. 適正なる価格を表示した規定のシールを貼り、定められた位置に出荷する。
2. 出荷品を自己管理し不良品を置かない。不良品と思われる場合は直売所で処分しても一切異言を言わない。
3. 出荷品の残品については、荷戻し時間（翌日商品搬入時）に引き取る事を原則とする。引き取りのない場合処分することができる。（処分費用は1品種50円とし、支払金額より相殺するものとする。）
4. その他出荷などに関する事は、産直部にて決定する。
5. 出荷時及び荷戻し時及びバーコード発券時には、必ず規定の名札を付けるものとする。商品に貼り付けるバーコードシールは、メンバーがバーコード発行機で作成（バーコードシール1枚1円）し、その代金は支払金額より相殺するものとし、メンバー各自で出荷日付を記入する。
6. 店舗間の商品移動は移動手数料：税抜売価の3%とする。当日移動は13時までの入荷分。13:00以降の入荷分は翌日移動とし、手数料は支払相殺とする。

第9条 (販売方法・精算及び販売手数料など)

1. 販売方法

メンバーによる陳列の後には、青果担当者が売り場を管理し、まつのレジ通過をもって売上とする。

2. 精算方法

1. 精算は月2回、毎月6日から20日の15日間分を集計し月末日に、21日から翌月5日までの日数分集計し10日後の15日に指定口座に振り込むものとする。但し、振込手数料はメンバー負担とし、振込金額から控除する。

2. バーコードシール代においては、締め日ごとに相殺するものとする。

3. 販売手数料

売上金額（税抜価格）に対しての販売手数料は下記の通りとする。

・野菜、果物、たまご、塩漬山菜、穀類（精米、玄米） → 20%

・花き（しきび、榊）鉢物 → 20%

・加工品一般（漬物、こんにゃく、調味料、菓子類） → 20%

・惣菜（弁当、寿司、おかず等）常温扱い → 20%

・洋菓子、和菓子（パン、団子等） → 20%

・要冷蔵商品の冷蔵ケース販売商品 → 25%

・催事売場での対面販売 → 15%

・盆、正月等の催事商品（盆用品、餅類、寿司セット、しめ縄等）は商品により別途手数料条件、販売期間を設定するものとする。

・売上金額（税抜価格）の常温販売 → 20% 要冷蔵販売 → 25% の手数料設定であるが、販売実績、運営費（経費）、経済情勢（消費税率変動）等により、変更することがある。

4. 計算方法

日別売上高を該当日数分集計し、その合計金額で行う。

小数点以下は切り捨て計算とする。

第10条 （除名・脱退）

1. メンバーは、規約及び事務局の指示に従う事とし、違反及びみやがき元気市の名誉を著しく傷つけた場合は（申し合わせ違反規定→ 出荷要領等）除名することができる。
2. メンバーが、1年以上無出荷の場合は、特別な理由がない限り、除名することがある。
3. メンバーは事務局に申し出て、脱会することができる。

第11条 （その他）

1. 産直部は出荷及び残品の量により出荷調整を行うことができる。
2. 仕入出荷については、原則として認めない。
3. 加工食品の出荷については、食品加工の許可を持つメンバーで監督官庁の製造許可を受けた食品とする。
 - ・製造許可証、P L保険加入証のコピーを提出する事（保険更新時→書類再提出）
 - ・初回登録商品は、売価、サンプルを添えて産直部に登録依頼書を提出する事。サンプルは、試食処分とする。
4. メンバーは自己責任のもとに、自己の名前及び顔写真を出し、生産品について正直に消費者にアピールすることができる。
5. お客様お申し出に対しては、原則として産直部が対応し、万一の不良品には同一物で交換もしくは返金処理とする。但し、加工食品については、加工責任者同行の上、対応して頂くものとする。注意→ お客様お申し出で、法的な問題が生じた場合には、メンバーは自己責任で対応するものとする。
6. メンバーは、出荷品の残品に関して、直売所内での相互交換をしないものとする。
7. メンバーは、知り得た機密および情報を第三者に漏らしてはならない。
8. この規約に定めのない条項や問題が生じた時は産直部に誠意をもって対応することとする。

第12条 （本規約の改定等）

まつののは、本規約を改定することができるものとし、本規約に追加の規定、条件などを定めることができます。本規約の改定および規定、条件の追加などは、まつのよりメンバーに書面にて通達の上、送付した書面の施行日にその効力が生じるものとします。

第13条 （準拠法、合意管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

以上

平成 29 年 2 月 21 日作成

平成 29 年 6 月 21 日より施行

令和 5 年 11 月 21 日改定

株式会社まつの

宮崎県宮崎市大塚町宮田 2940-1

TEL : 0985-51-7795